

伊豆市  
若者定住促進補助金  
のご案内  
(住宅補助事業)

伊豆市



# 伊豆市若者定住促進補助金について

伊豆市では、安心して生活できる住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市に定住する若者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか  
チェックしてみよう！

## 補助対象者

- |   | チェック                     |
|---|--------------------------|
| 1 夫婦いずれかが満40歳以下の若者世帯であること。  | <input type="checkbox"/> |
| 2 補助金交付後10年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。                                       | <input type="checkbox"/> |
| 3 補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。  | <input type="checkbox"/> |
| 4 取得住宅に夫婦で住んでいること。  | <input type="checkbox"/> |
| 5 新たに土地及び住宅または住宅を購入したものであること。<br>(住宅の夫婦共有名義は対象となりますが、親との共有名義は対象外となります。) | <input type="checkbox"/> |
| 6 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。                              | <input type="checkbox"/> |
| 7 過去にこの告示に基づく補助金その他の補助を受けていないこと。<br>(賃貸補助事業を除く)                         | <input type="checkbox"/> |

## 補助対象住宅

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| 1 令和7年12月31日までに市内に新築又は購入（建売又は中古の住宅の購入をいう。以下同じ。）により取得し、家屋登記をした住宅とする。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 住宅とは、居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が80㎡以上のものとする。                   | <input type="checkbox"/> |
| 3 相続、贈与等の取得対価を伴わない場合は対象外とする。  | <input type="checkbox"/> |

## 補助金額

補助金の交付額は、住宅の購入費用の範囲内

- 1 土地及び住宅を購入した場合、上限を100万円とする。  
(賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2の額)
- 2 住宅のみを購入した場合、上限を50万円とする。  
(賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2の額)
- 3 補助金の対象となる夫婦の子で、購入した住宅に居住する小学6年生までの子どもに対して1人につき、10万円を交付する。

## 申請方法

この事業の補助金を受けるには、新築又は購入した住宅及び土地の登記が完了した日から90日以内に以下の書類をそろえて市役所地域づくり課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市若者定住促進住宅補助金交付申請書（様式第3号）
- 2 土地売買契約書及び建築請負契約書等の写し（取得対価のわかるもの）
- 3 補助を受ける住宅及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 4 住宅の間取図
- 5 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 6 世帯員全員の直近3年間の納税証明書
- 7 土地の賃貸借契約書（住宅のみ購入者に限る）

チェック

  
  
  
  
  
  

## 補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市若者定住促進住宅補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知します。

## 補助金の請求

補助金の交付決定を受けた者は、伊豆市若者定住促進住宅補助金請求書（様式第10号）に捺印して市役所地域づくり課（地域づくりスタッフ）へ提出してください。請求書が提出された後は、市は現地を確認し補助金を交付します。

## （注）補助金の返還

- 1 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。
- 2 補助金の交付を受けた者が、補助対象の住宅に10年以上継続居住できないことになった場合は、速やかに伊豆市若者定住促進補助金返還届出書（様式第12号）により市長に報告し、補助金の一部を返還しなければなりません。  
この場合の返還額は、補助金交付額を10で除した額に10年を満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を乗じた額となります。

# 伊豆市若者定住促進補助金（住宅補助事業） 申請手続きの流れ

申請者

市（地域づくり課）

## 【対象者】

令和7年12月31日までに新築または購入した土地及び住宅の登記完了後（建売又は中古住宅の住宅購入を含む）

交付申請書ほか

住宅及び土地の登記が完了して90日以内に申請

受付

審査

受領  
（交付決定の場合）

送付

交付・不交付  
決定通知書

押印

補助金交付用請求書

郵送もしくは持参

受付

補助金の受領

口座振込

補助金の交付

問い合わせ 〒410-2413

伊豆市小立野38-2

伊豆市役所 総合政策部 地域づくり課

TEL 0558-74-3066 FAX 0558-74-3067

E-mail kikaku@city.izu.shizuoka.jp